

中国における エンフォースメントについて

特許審査第三部 電気化学技術担当室長（前ジェトロ北京センター知的財産権部部長）

後谷 陽一

1. はじめに

近年、日本企業の外国における権利取得に関しては、手続や基準の明確化により、予見性が向上し、対応が容易になってきている。これは、WTO加盟国が増加するなか、TRIPS協定により知的財産権に関する最低限の保護が要求され、加盟国においては他の加盟国の国民に対しても、協定に規定する待遇を与えられるようになったことが一つの要因である。また、これにあわせ、先進国間における知的財産権制度のハーモナイゼーションへの取り組みの進展や、審査官協議等を通じての情報交換、各国特許庁の、インターネットを介した、特許情報や法律情報の発信等による、透明性の向上が相俟ったことである。

一方、日本企業のグローバル化が進み、製造拠点のみならず、販売、そして研究開発までもが世界中に移されつつある現状において、外国における企業活動を安定して行うためには、権利取得のみでは不十分であ

り、エンフォースメントに対する理解と取り組みが重要となってきている。しかしながら、特に中国をはじめとする、途上国におけるエンフォースメントに関しては、TRIPS協定に規定されている原則や、民事上及び行政上の手続、国境措置、刑事的制裁等の基準のみでは十分に取り組むことができず、日本企業は対応に苦慮しているのが現実である。

本稿では、中国におけるエンフォースメントに関する法制度を、日本企業が苦慮する原因となっている運用等の問題点や、背景と共に紹介したい。

2. 中国におけるエンフォースメントの必要性

経済のグローバル化に伴い、日本の優れた製品は世界中で販売されている。国際競争に生き残るため、大企業のみならず、技術力を有している中小企業も、世界中の市場に製品を投入するようになってきた。その中で、世界中で売れる製品は、ニセモノ製造者に注目され、多く



観光地化していない場所の長城は、長い年月のもと風化している



旧正月（春節）を祝う人々

の模倣品が出回ることになる。模倣品によって多額の利益を得ているニセモノ製造者の多くは、中国国内で活動し生産をしており、被害を受ける日本企業の比率は年を追うごとに増加している状況にある。

模倣品を「有名税」とばかりに、対策を講じない企業も見受けられるが、ニセモノ製造者に、安心して模倣品を造らせているようなものであり、製品が売れ続ける限り、際限なく模倣品を世界中の市場にばら撒かれてしまう。そして、世界中の消費者が、日本企業の製品になりすました、粗悪品を買わされている状況を放置することになるため、自社製品が売れなくなるばかりか、製品の評価を下げ、長年かけて育て上げた、企業のブランド力を失うことになりかねない。

したがって、世界市場を相手にしている日本企業にとって、中国に進出しているいないにかかわらず、中国における模倣品対策としての、エンフォースメントは非常に重要であり、対応を間違えると、会社の存続にかかわることにもなる。

3. エンフォースメントに向けた権利取得

中国市場に製品を輸出している場合、中国において特許や商標の権利を取得することは、一般的に行われている。一方、中国市場で販売せず、欧米を中心に販売を行っている場合には、中国での権利取得には消極的である。外国での権利取得には、代理人費用や翻訳費等を含めると、一国当たり100万円近くかかり、その後も、年金の支払い等が必要であることを考えると、特に中小企業にとっては、取得のための負担が多すぎる。このため、どうしても国を限定する必要がある、中国へは出願しないことになる。

しかしながら、中国以外の国で特許出願をした場合、技術内容は世界中に公開され、中国企業にとっては、中国で権利取得がされていない以上、合法的にその技術を使って製品を造ることができてしまう。また、商標に関しては、中国国内で周知となっていない場合には、日本や世界で有名な商標であっても、中国企業は中国で同じ商標権を取得し、使用することができる。した



北京郊外（河北省）の大規模な問屋。正規品に混ざり、多くの模倣品が売買されている

がって、中国を市場として考えていなくても、中国で模倣品を生産されないようにし、そして世界中で販売されてしまうことを防止するためには、中国においても知的財産権を取得して、中国での製造や中国からの輸出を差し止めることが必要となる。

知的財産権の取得は、ただ権利があれば良いというものではない。例えば、中国で出願されている、日本企業の特許明細書を検証すると、中国代理人の質の悪さや、翻訳ミス等が相俟って、発明の内容が十分に記述できていないものが多い。最近では少しずつ改善されてきているようではあるが、多数の日本企業が、80%~90%もの出願に、問題を抱えているというのが現実である。これでは、多くの予算と人を投入して、中国に出願をしたのにもかかわらず、結局エンフォースメントに全く役立たない権利を、手に入れようとしているだけなのである。権利行使の段階になって、翻訳のミスに気づき、対処できなくなる案件や、補正等の手続の違法性を、裁判の段階になって指摘され、権利が無効になってしまうような案件は非常に多いのである。

別の問題として、中国の審査段階における基準が明確でないため、適切な権利を取得できないことがあげられる。個別審査官の質に関しては、先進国特許庁と全く遜色なく、普通に審査を実施している限りは、検索環境の不備による公知技術の見逃しは別としても、少なくとも対比判断に関しては、審査指南（審査基準）に基づいて行えるはずである。それにも拘わらず、日



復旦大学構内の毛沢東像

本企業において、適切な権利が取得できない状況が散見されるのは、国家的な知的財産戦略が、審査官の判断に影響を与えているものと思われる。

知的財産権制度は、基本的には先行者を保護する枠組みであるから、技術レベルが相対的に劣っている国にとっては、必ずしも産業政策上好ましい制度とはいえない。技術導入を促進する観点では、ある程度は外国企業に対しても、権利を与えなくてはならないものの、あまりに多くの権利を与えてしまうと、自国企業発展の、足かせになってしまうことは明らかである。更に、中国での知的財産権の取扱いを難しくしているのは、沿岸部と内陸部の貧富の格差の問題であり、これにより、国内の企業発展への影響のみではなく、社会秩序や貧困層、農民等に影響を及ぼす案件にまで、戦略的な判断が影響することになるため、適切な権利付与を難しくしている。

4. 中国における知的財産権の取得状況

近年、中国における特許や商標の出願が急増している。これは、中国企業の技術力向上や、中国市場の拡大が要因であるが、中国製の模倣品を世界に流通させないための対策として、外国企業が出願を増やしていることも影響している。これに加えて、中国企業や個人による、利益目的や悪意の出願が増えていることも少なからず影響している。

商標に関しては、出願増の主因は、個人出願の増加だが、商品を扱う者は一般的には企業であり、個人による商標出願の急増は普通には考えづらい。日本の企

業名や商品名、コンテンツ、県名や農産品に至るまで、あらゆる分野において、他者によって出願されてしまっているが、これは有名な商標にただ乗りして、商品販売をしようと考えている中国企業や、取得した商標を、本家の日本企業に買い取ってもらおうと考えている個人によるものである。

中国の新聞紙上で、商標権を販売するための、広告を見かけることがあるが、販売をもちかけている権利の中には、明らかに日本の企業名称や、商品名称が含まれている。この状況は長く続いており、縮小する気配はない。このような状況を増長させているのは、権利を高額で買い取っている、日本企業の存在であり、一部の中国人に、商標は売買で儲けるものと思わせてしまっている。

審判や裁判によって、相手の権利を無効にしようとしても、審決や判決が出されるまでには数年から10年近くかかることが一般的であり、訴訟等の費用も欧米並みに必要となる。更には、必ずしも期待通りの審決や判決とならないことも多い。そして、仮に権利が無効になったからといって、自社の権利になるわけでもない。この間も自社の商品販売はしているのであるから、結局のところ、商品名や、場合によっては会社名を変更しないと、中国においては商品を販売できなくなってしまう。したがって、悪意で取得されていることを知っていても、買取りという選択肢を、選ばざるを得ないことになる。この状況を回避するには、各社における中国での商標権



商標や不正競争防止を所管する
工商行政管理総局の玄関



知識産権局は、世界知的所有権の日にあわせて局を開放し、広く見学の機会を与える



雪の北京

取得戦略の見直しが必要である。

専利¹⁾に関しては、いずれの種類の特利も増加しているが、特に実用新案と意匠の伸びが大きい。これら2つの権利に関しては、実体審査が行われなため、不安定な権利が、大量に発生し続けることになる。

意匠については、他人のパンフレットやインターネットに掲載された図面を、そのまま貼り付けたような、明らかに他者の冒認と思われる出願もある。実用新案も同様であり、他国の特許公報や実用新案公報の盗用と思われる出願もある。しかしながら、権利は取得できるため、日本企業に対して警告状を送りつけてくるような場合もある。このような状況に際して、ライセンスや和解金により解決しようとする、日本企業が散見される。

中国企業からの出願が増加している他の要因としては、地方政府による、地元企業の出願に対する、補助金や報奨金制度がある。地場の産業振興の名目で、多くの資金を投入しているのだが、内容の評価を行わないことが一般的である。このため、企業によっては、金銭的負担無く出願できることから、まともに研究開発をすることなく出願をしている。また、報奨金による利益を求めるとの出願もある。

日本企業については、専利出願の推移を見ると、2005年頃までは年率で20～30%伸びていたが、それ以降は横ばいの状況である。多くの日本企業は、重要な発明に関しては、欧米や中国、韓国においても出願をす

るようになってきている。しかしながら、研究開発・製造・販売のあらゆる場面において、欧米同等の影響を及ぼすようになってきている、中国に対しての出願は、欧州への出願を上回るようになったものの、未だ米国出願の半分にも満たない状況であり、エンフォースメントの重要性を考えると、出願数は不十分である。

5. エンフォースメントの制度背景（行政救済と司法救済）

中国において、自らの知的財産権が、権利侵害等の不利益を被った場合、多くの国と同様に、司法による救済を受けることができる。代表的な司法の救済は、侵害に対しての、民事訴訟の提起である。また、中国の特徴的な制度であるが、行政機関、特に地方の行政機関に強い権限が与えられており、救済を申し立てることができる。代表的な行政機関における救済としては、次のようなものがある。

① 地方産権局による専利法に基づいた救済

特許権侵害者への侵害停止命令（製造行為の停止、設備・鋳型の廃棄、市場投入の禁止、製品の廃棄 等）

② 地方工商局による商標法、反不正当（不競）法に基づいた救済

商標侵害、馳名（著名）商品特有の名称、包装、装飾

1) 中華人民共和国専利法では発明創造を保護しており、発明創造には、発明（特許）、実用新型（実用新案）、外觀設計（意匠）が含まれる。

の救済（物品差押え、侵害品廃棄、行政処罰、損害賠償（調停のみ）等）

③地方技術監督局による製品品質法に基づいた救済

劣悪品（品質の劣る商品等）に対する取締り（行為の停止、商品の廃棄、カタログの廃棄、金型の廃棄 等）

④海関（税関）による税関保護条例に基づいた水際での保護

専利権（発明、実用、意匠）、商標権、著作権（ソフトウェアを含む）を保護

⑤展示会での保護（展示会における知的財産権保護弁法）

開催期間が3日以上、交易会等に知財担当を配置し、専利権（発明、実用、意匠）の侵害・冒用・虚偽表示、商標権、著作権を保護

このような行政機関による救済は、司法と比較して、①短期間でできること、②安価であること、③手続が容易であること、④証拠の提出が簡易であること、などの利点がある。賠償命令や強制執行は難しいものの、侵害の停止、違法所得没収、過料、賠償の調停については、保護すべき権利の種類によっては可能である。したがって、行政救済と司法救済を上手く使い分けることが、エンフォースメントに効果的である。

しかしながら、地方政府が行うが故に、行政救済の対応については、不透明な部分が多い。知的財産権の救済を行っている地方行政局は、県レベル²⁾の行政区分にまで存在しており、上位機関の指示を仰ぐことはある³⁾にせよ、地方行政局独自の判断で、執行していることもあり、法運用の差が大きい。日本企業の中には、①申し立てをしても取締りを実施されなかった、②提供した情報が侵害者側に漏れたとしか思えない、③裁量により侵害者に対する罰金が低く抑えられた、といったような事案に直面している者も多く、対応に苦慮しながら利用しているの

が現実である。

模倣品を製造している企業は、中国の地方部にあることが多いため、地方における対策が必要となる。しかしながら、侵害行為を取り締まるべき地方行政官の中には、社会主義市場経済移行前の、柔軟性に欠ける計画経済時代の振る舞いを、色濃く残している者が多く存在しており、必ずしも日本企業の訴えに基づいて、自主的に動いてくれるわけではない。

取り締まってもらえる場合には、その地方で侵害行為が行われていることに対しての、詳細な情報を、地元の行政官に提供しなくてはならない。日本企業は、調査会社と呼ばれる、現地の情報収集会社に依頼し、侵害行為を行っている工場や、流通経路などに関する情報を収集して、地元の行政官に提供させている。このようにして詳細な情報を提供することにより、はじめて取締りを行ってくれるのだが、情報提供を行ったのにもかかわらず、全く対応してくれない場合も多い。

商標権侵害行為に関しての、救済を行っている地方工商局は、地方経済の発展と市場秩序の安定を司っている。したがって、商標は地場経済を発展させ、市場を安定させるための道具の一つにすぎず、企業登記や商号と同じように、知的財産権としての扱いはされていない。更には、外国企業の権利を侵害している事実があったとしても、地場企業を取り締まることは、地場産業の減少につながり、地域に労働の場を提供する



ウルムチ郊外（新疆ウイグル自治区）

2) 中国の行政区分は、省レベル（省、自治区、直轄市、特別行政区）の下に、市、県が存在する。

3) 重要な案件や、判断が困難な案件は、上位の機関（例えば県の行政機関は市の行政機関）に対して判断を仰ぐ場合がある。しかしながら、判断が困難か否かは、自ら決定すればよいと、著名性の判断を除き上位の機関に伺うことは稀である。

ことができなくなる恐れがある。税収も減り、地場企業と地方政府の両者が、痛手を被ることになるため、取締りに対し消極的になる。これは、地方保護主義と呼ばれ、多くの日本企業が対応に苦慮している。また、軽微な贈収賄が頻繁に行われていることも、対応の難しさを増している。侵害者側の贈賄行為に対して、地元詳しい弁護士等を介して、相手方を牽制する程度しか、有効な対抗手段が無いのが現状である。

地方産権局による、専利権のエンフォースメントに関しての受理数は、増加傾向⁴⁾にある。しかしながら、職員数は、都市部の北京や上海ですら数十人程度であり、広範な技術的内容を、理解して対応することは困難な状況にある。このような体制のため、当事者間の調整場面において、被告側を納得させることは難しく、結局のところ、専利権における行政救済は機能しないため、日本企業はほとんど利用していない状況にある。

本年10月に施行される、第3次改正専利法においては、地方産権局の行政権限強化が盛り込まれているが、体制の見直しが図られない限りは、実効性は見込めない。今後、知識産権局のみではなく、科学技術部関連部署等との連携を進めるといったような、省庁横断的な取り組みにまでつながれば、大幅な環境改善となる可能性はある。

税関によるエンフォースメント実施に関しては、保護活動に対する権利所有者の期待も高まり、海関総署(中央の税関)への知的財産権の保護登録件数は、大幅に増えている⁵⁾。税関組織は他の局とは異なり、地方にある税関も中央の管理下にあるため、統制がとれ、地方部にまで指示が行き届いており、この結果、摘発件数も順調に増加している⁶⁾。

しかしながら、税関保護条例上は、専利権、商標権、著作権ともに保護が受けられるにもかかわらず、実際に摘発をしているのは、商標権と映像DVDや音響CDに係る著作権がほとんどである。専利権に基づく摘発は、意匠権で僅かに実施されているのみであって、特許や実用新案権に基づく摘発は全く期待できない。日本における、関税法に基づく意見照会制度⁷⁾のような枠組みのない中で、特許や実用新案の権利侵害に関する判断を、税関職員に求めることは困難である。

商標権に関しては、ある程度の効果が期待できることから、日本企業も税関による水際対策を積極的に行うようになってきたが、対応は容易でない。問題は多岐にわたるが、例えば、侵害物品を摘発するための制度であるにもかかわらず、過度に権利者側に負担を負わせる点があげられる。侵害品を保管するための倉庫代等の経費は、権利者側に求められる。更に、摘発し



地方ごとに異なる街並みは、歴史を映し出している (写真は福州)



雨上がりの桂林

- 4) 2008年の地方知識産権局におけるエンフォースメント受付種別は、侵害トラブル1,092件、他の特許等所有者へのなりすまし行為59件、特許等の権利詐称行為601件。
- 5) 税関で保護を受けるためには、海関総署への登録が必要となる。2007年に受け付けた知財保護登録申請は2,788件で、前年比48.3%増。
- 6) 「2007年中国税関知的財産権保護状況」によれば、知的財産権の侵害に当たるとして摘発した商品は3億3400万点(前年比83%増)で、被害総額は4億3900万元(116%増)。
- 7) 税関が特許庁に対して、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等についての意見照会を求めることができる制度。



上海外灘の夜は企業のネオンが溢れる

た侵害物品は、基本的には国有財産となるため、商標部分を削り取る等の処理を施した後、競売にかけられることになるが、再度市場に流通する可能性は拭いきれない。権利者としては、侵害物品が廃棄されることが好ましいが、そのためには権利者自らが侵害物品を買い取る必要がある。これら、権利者側として必要な経費については、海関総署に対して予納することが出来るようになったため、以前に比べれば煩雑さはなくなった。しかしながら、引き続き権利者側に負担を求めていることに代わりはない。

別の問題として、取締官が貨物を精緻にチェックしてくれないことがあげられる。税関の業務は基本的には、輸出入品を遅滞なく通関させることにあり、嫌疑品だからといって、厳密に検査をし、多くの時間をかけたのでは、他の輸出入貨物にまで影響を及ぼして、全ての貨物の通関を遅くしてしまう。また、近年中国を相手国とする貿易が急増していることを受け、チェックすべき対象貨物の数が急増していることから、年を追うごとに、チェックされる率は低下しており、ほとんどの荷物は、検査されることなく輸出されてしまっている。この状況に対処するために、日本企業は、税関に保護登録するのみではなく、税関の職員に対して、正規品の見分け方や、コンテナの形状等に関する情報提供を行い、侵害品が輸出されようとしているときに、その貨物がチェックされ、摘発されるようにするための、努力を要する。

司法救済に関しては、中国における知的財産権に関する裁判は急増している⁸⁾ものの、そのほとんどは中国企業間の争いであり、日本企業が司法救済を利用することは少ない。

賠償命令や強制執行のためには、裁判に訴えるしかないにもかかわらず、利用されていないのは、①判決が得られるまでに長期間を要すること、②代理人費用など訴訟に必要な費用が高額であること、③行政救済と比較して手続きが難しいこと、④証拠に厳格性を求められること、等が理由である。加えて、裁判を躊躇させているのは、判決に関する予見性の乏しさや、マスコミ等への影響、勝訴時の実効性への疑問にある。

予見性に乏しい点については、①中国の裁判は判例法に基づかないため、判例の積み重ねによる法規範や法解釈がないこと、②専利法をはじめとして、知的財産権法は条文数が少なく、法律に細かい規定がされていないこと、などに起因している。この点については、最高人民法院(最高裁に相当)が司法解釈を公布し、裁判実務の中での運用を示すことがある。効力は法律と同等であるが、各裁判所において、多くの問題が表面化しない限りは示されないため、結局のところ、予見性の乏しい状態が続くことになる。司法解釈以外に、地方裁判所に対して、指導的な通達が行われることもあるが、拘束力は無いため、対応は地域ごとに異なる。

併せて、知的財産権訴訟に対応する裁判官の、量・質ともに不足していることが、予見性を更に乏しくさ



武威の古塔

8) 2001～2007年に全国の地方裁判所で受理した知的財産権民事訴訟の一审案件は7.7万件(年平均増加率23%)、結審案件は7.4万件(年平均増加率23%)。2008年1～9月に全国の地方裁判所で受理した一审案件は1.6万件で、前年同期より39%増。



郊外の祭りでは、京劇が催される

せている。大都市部においては、国際的に注目を浴びると共に、国家としての取り組みもあり、次第に質の点は改善されてきているが、未だ不十分であり、北京市の裁判所自らも、急増する知的財産権訴訟に対し、裁判官の数・質が追いつかない状況⁹⁾と述べている。地方の裁判所においては、知的財産権訴訟に対応できる裁判官はほとんどいない。また、裁判においても地方保護主義的な動きがあり、地域によっては、外国企業はほとんど勝訴できないのが現実である。このため、日本企業は予見性の高い地域で裁判をするように戦略を立てているが、管轄の問題から、必ずしも都市部で提訴できるわけではない。仮に提訴できたとしても、被侵害行為が少ないため、損害賠償額を低くせざるを得ない。

地方部における第一審にあたる基層裁判所では、法律の解釈すら適切でない判決が多いのが実体である。刑事事件¹⁰⁾でない限り、基層裁判所が知的財産権訴訟を扱うことはないため、日本企業の裁判に直接の影響は無いものの、模倣品の製造・販売をはじめとする権利侵害者が、再犯を繰り返す現状を改善するためにも、刑法による犯罪の抑止効果は重要であり、この面からも、行政機関からの移送と、地方裁判所による適切な判決が望まれる。

マスコミの対応ぶりについては、地方保護主義と深く関連する部分である。例えば、地方の裁判所において、日本企業が訴訟を提起した場合、正当な権利主張であるにもかかわらず、「日本企業が地場企業を潰しにきた」

といった論調の記事を、掲載されてしまう場合がある。これでは、勝訴したとしても、自社製品の不買運動にも繋がりがねず、したがって、司法による救済を躊躇することになる。予防策として、普段から模倣品の危険性を消費者に知らせることや、社会貢献活動を行うことにより、地方の消費者や政府から信頼される環境作りを行っている場合もあるが、地方ごとに異なる、政府やマスコミの振る舞いに関する、詳細な情報を持ち合わせていなければ、対応は困難であり、結局、裁判を起こせなくなってしまう。

6. おわりに

中国で模倣品が多く造られる背景としては、いくつか考えられるが、ひとつには、中国には未だ発展途上の企業が多く存在していることがあげられる。そして、社会基盤の不安定性さも相俟って、中国企業は自社製品の研究開発などに、長期的な投資をすることができず、安易に外国の製品や売れ筋のブランド名を真似てしまっている。また、国際的な犯罪組織が関与して、製造コストの低い中国企業に、模倣品を造らせていることもある。結局、模倣品は世界中で利益をもたらしており、このような状況は、簡単には改善されそうもない。日本企業にとっては、脅威的な発展をしつづける、先鋭的な中国企業との競争を展開しながら、同時に犯罪企業の対応もしなくてはならないという、大きな負担を課されることになる。



あらゆるニセモノバイクを購入できる広州郊外の模倣品市場

9) 2008年の北京市における知的財産権担当裁判官数は2003年比で50%増。一方、知的財産権関連の訴訟数は2.5倍。

10) 2007年に全国の地方裁判所で結審された知財侵害の刑事案件は約2,700件。約4,300人に有罪判決がだされている。

昨年末の第11期全国人民代表大会常務委員会第6次会议において、専利法を改正することが決定された。専利法は、これまで2度の改正を経ているが、過去の改正が、米国との知的財産保護覚書で交わした公約の履行や、社会主義市場経済体制の設立と改善に向けたWTOへの加入といった、外的な要因から行われたのに対し、今般の改正は、イノベーション型国家の建設を促進し、経済発展方式の転換と経済構造の調整を加速することによって、中国経済の速やかで良好な発展を行うという、内的な要因から行われるものである¹¹⁾。

近年、中国経済は国際社会に大きな影響力を持つようになり、そして中国政府の国際的な発言力が増すなか、中国はもはや途上国ではなく、先進国としての振る舞いが期待されている。そして、知的財産権分野においては、透明性の確保が求められるようになってきている。このような情勢のもとに行われる、今般の専利法改正が、イノベーション型国家の建設を謳い、知的財産権の適切な保護を根底とする国家を造りあげようとしているのは、時宜を得たものである。この改正が、中国企業のみではなく、外国の企業に対しても、法律に基づく差別のない保護に繋がるよう、来年にかけて改正されるであろう、専利法の実施細則や審査指南において、透明性の高い枠組みが示されることを期待している。



ハイアール本社ビル



商務部の知財普及ビデオに出演中の筆者



profile

後谷 陽一 (ごたに よういち)

- 1987年 特許庁入庁 (物理)、半導体機器
- 1999年 総務課 調査班長
総務課企画調査室 技術動向班長
- 2000年 総務課企画調査室 企画班長
技術審査委員
- 2001年 技術調査課 企画班長
(財)日本テクノマート 産業技術研究所次長
- 2002年 (社)発明協会 特許流通グループ部長
- 2003年 審判17部門、無機化学、(学)埼玉大学 非常勤講師、
特技懇編集長
- 2004年 (独)日本貿易振興機構北京事務所 知的財産権部長
- 2007年 普及支援課 特許情報企画室長
- 2009年 特許審査第三部 電気化学技術担当室長、
(学)金沢工業大学 客員教授

11) 2008年11月の第17期中央政治局第9回集合学習会で、胡錦濤総書記が「人類社会の発展の歴史とわが国の発展の実践により、大量の資源を消耗し、生態環境を破壊する粗放的な成長方法は長く続かないことを示している。現在の国際金融危機がわが国の経済発展に与える影響が日ごとに増す中、発展方法の転換と経済構造の調整を加速させなければ、発展の空間はますます狭まり、発展の道もますます狭くなるだろう。」と指摘するなど、共産党、政府共にイノベーション能力の向上を優先課題としている。